

## 第1 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

### 1 市町村の消防の広域化の背景

近年、災害が大規模化・多様化し、また、救急を中心に住民の消防への期待が高まるとともに、出動要請が増大し、更に、N B C 災害(核物質、生物剤、化学剤による災害)など消防が対応しなければならない事象が、一層幅広くなるなど、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中、市町村消防は、管轄人口、財政規模や管轄地域の自然環境などに大きな差があり、災害や事故への対応も一様ではなく、今後、本格的な人口減少時代を迎える、市町村の財政基盤が脆弱化していくことも懸念されます。

このため、総務省消防庁は、消防本部の規模を大きくすることにより消防体制の一層の充実強化と高度化を図る消防の広域化を推進しています。

市町村の消防の広域化により、次のような効果が期待されます。

- ・ 災害発生時における初動体制の強化
- ・ 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ・ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ・ 救急業務や予防業務の高度化及び専門化
- ・ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- ・ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

### 2 市町村の消防の広域化のスケジュール（3ページ参照）

国は、消防の広域化を推進するため、平成18年6月14日に「消防組織法」を一部改正し、市町村の消防の広域化に関する国、都道府県、市町村の役割を明確にしました。

その上で、都道府県は、消防の広域化を推進する必要があると認められる市町村を対象として、消防の広域化の推進及び広域化後の円滑な運営の確保に関する計画(以下「消防広域化推進計画」という。)を定めることとされました。

また、国は、平成18年7月12日に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を告示し、その上で、都道府県は、平成19年度中に管轄人口30万人以上を目標とする消防広域化推進計画を策定すること、広域化の対象となった市町村は、広域化を行おうとするときは、協議のうえ、広域化後の消防本部の円滑な運営を確保するための計画(以下「広域消防運営計画」という。)を作成し、平成24年度を目処に広域化を実現することとしました。

その後、国は、平成25年4月1日に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を一部改正し、平成30年4月1日まで期限を延長しました。

しかし、期限である平成30年4月1日をすぎても、なお、全国の消防本部

の約6割を占める小規模本部の解消がなされていないこと、人口減少により低密度化が進展しているが、消防活動として必要な署所等の数は大きくは変化しないものと考えられ、即応体制の確保など消防力の維持に困難が伴う可能性も高いこと、また、高齢化の進展に伴い救急需要が拡大していることなどから、これまで以上に広域化の推進が必要であるとして、国は、平成30年4月1日に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を一部改正し、2024年4月1日までに広域化を実現することとしています。

### 3 消防広域化推進計画の策定

これまででも市町村による自主的な消防の広域化が進められてきましたが、本計画では、2024年4月1日までに、より一層の自主的な市町村の消防の広域化の実現に向けた取り組みに必要な事項を定めます。

### 4 消防広域化推進計画の進行管理

県は、消防広域化推進計画を着実に推進するために、市町村の取り組み状況を適宜把握し、進行管理に努めるとともに、市町村の検討状況に応じ、消防広域化推進計画を見直します。

### 5 県の果たす役割

県は、広域的な地方公共団体として、協議会の設立や運営、広域化に伴う消防本部の設立や運営に関する市町村からの相談を受け、国や市町村間の積極的な調整や助言を行うなど、広域化までの過程において、市町村が自らの消防本部を取り巻く状況及び消防力を分析した結果を踏まえ、市町村のニーズに応じた支援に努めます。

## 市町村の消防の広域化のスケジュール

